

**「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部改正について（案）
に関するパブリックコメントの結果について**

2024年11月20日
日本証券業協会

本協会では、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部改正について、2024年9月17日（火）から2024年10月16日（水）までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問の概要（2件、1先）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

【私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則について】

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
1	総論	米国において米国のライセンスを受けた PTS 運営業者がいるとします。日本の特定投資家が、米国 PTS に登録されている米国株を売買するために、日本のライセンスを保有する証券会社に発注する場合、米国の PTS 運営業者は、日本の PTS ライセンスが必要か、金融庁のパブリックコメントに質問しておりますが、必要となった場合、（日本国内に所在地がな	ご質問の前提である本邦における PTS ライセンスの要否についてはお答えする立場にありませんが、本協会の定款第 5 条各号の要件のいずれかを満たす者は、本協会の加入の承認を受けることにより本協会に加入することができます。 なお、令和 6 年 5 月 22 日公布の改正金融商品

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
		<p>い) 当該米国 PTS 運営業者は、非上場認可 PTS 運営会員として協会に加入することは可能でしょうか。</p>	<p>取引法において新設された特定投資家等を対象とした非上場有価証券特例仲介等業務のみを行う第一種金融商品取引業者に係る本協会加入のあり方については、今後、検討を行うことを予定しております。</p>
2	<p>発行体による適時の情報提供（規則第 8 条の 2 関係）</p>	<p>協会規則の改正骨子(6) 発行体による適時の情報提供に関し、確認させてください。第 8 条の 2 の 1 (ハ)、2 (ハ) にある投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合とはどのような内容がディスクロージャーの対象となるのでしょうか。もう少し具体的な基準を示して頂きたいと考えます。</p>	<p>規則第 8 条の 2 第 1 項第 1 号ハ「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合」については、「『私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則』の考え方について（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）において、企業金融型商品と資産金融型商品に分類したうえで、具体例を示しています(ガイドライン第 2 編 20 ページから 22 ページご参照)。</p>

以上